

平成31年4月11日

第13回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 平成31年4月11日（木曜日） 午後1時00分

2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室

3. 閉会年月日 平成31年4月11日（木曜日） 午後1時53分

4. 議案

議案第64号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第65号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第66号 農用地利用集積計画の決定について

議案第67号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）

議案第68号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について

議案第69号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	6 番 鎌 田 政 永	7 番 工 藤 隆 志
8 番 窪 寺 洋 志	9 番 高 坂 繁 光	11 番 佐 藤 紘 一
13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ	15 番 西 澤 清 光
16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身	18 番 福 田 公 夫
19 番 安 田 昌 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

5 番 鎌 田 清 勝	10 番 齊 藤 光 朗	12 番 澤 田 今日一
-------------	--------------	--------------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 工 藤 努	2 番 澤 田 秀 一	3 番 工 藤 榮
6 番 風 晴 繁 雄	10 番 佐 藤 量 一	11 番 小 泉 作 郎
12 番 芥 藤 直 美	13 番 石 川 正 光	14 番 豊 川 明 子
15 番 野 呂 正 幸	16 番 天 内 輝 明	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳	7 番 山 内 洋 一
8 番 山 田 正 樹	9 番 木 立 れい子	17 番 三 上 紘 史
18 番 出 町 鉄 昭	19 番 成 田 貴 吉	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三 上 正 俊	事務局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	櫻 田 正
主 幹	堀 内 和 之	主 査	福 士 和 年
主 事	舘 岡 進 太 郎		

10. 農業委員及び推進委員以外の出席者

山 口 真（農業政策課担い手支援チーム主幹）

森 内 晴 也（農業政策課担い手支援チーム技師）

吉 田 真知子（農業政策課担い手支援チーム技師）

11. 議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、第13回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中、本日16名が出席しております。なお、推進委員の方は、11名が出席している状況でございます。以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。11番佐藤紘一委員、13番堤武久委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまより議案審議に入ります。議案第64号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が6件、賃貸借権設定が13件、合計19件です。個別の内容につきましては、議案書の2ページから6ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。

まず、所有権67番でございますけれども、こちらは労力不足のため、自作地を拡張したい受人へ売却するものです。次に、所有権68から次のページの71ですが、こちらは労力不足のため、経営規模を拡大したい受人へ売却するものでございます。次に、所有権72ですが、こちらは、祖父から孫へ贈与するものです。次に、賃貸借権76から次のページの賃貸借権83については、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃貸借権を設定するものです。次に、賃貸借権84ですが、こちらは、病気のため経営規模を拡大したい借人へ賃貸借権を設定するものです。次に、賃貸借権85から88ですが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃貸借権を設定するものです。これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」とおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行いますが、6 ページの賃貸借権 85 番の西塚伸委員は議事参与の制限を受けますので、委員の退席を求めます。

（西塚伸委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、賃貸借権 85 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、賃貸借権 85 番について、許可することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なしの声）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。西塚伸委員を入場させてください。

（西塚伸委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった賃貸借権 85 番を除く本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

私から、いいですか。78 番の●●●●●さん、この人は青森ですけれども、青森で田んぼを耕作しているのですか。

○事務局

その件に関しまして、農地については中泊町に農地があることを確認しております。中泊町で

は田と畑がございまして、田については耕作されているというお話を確認しました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、わかりました。それでは、議事参与制限があった賃貸借権 85 番を除く本案について、許可することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

議案第 65 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、浪岡地区の非線引都市計画区域内の所有権移転を目的とした農地転用許可申請 3 件でございまして、今回の転用案件につきまして、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。

右上に議案第 65 号関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。受理番号 29 番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページから 7 ページ目が法人の履歴事項全部証明書、8 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。議案第 65 号関係資料 1 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。

それでは許可基準からみまして本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、農地転用は原則不許可でございますが、第 1 種農地は例外的に許可できる規定がございまして、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の場合は、許可できるものとされています。今回の転用は、「資材置場・倉庫で、東側は宅地であるため、五本松の集

落に接続して設置されるもの」であり、この規定に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載していますとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

次に、右上に議案第 65 号関係資料 2 と記載している資料をご覧ください。受理番号 30 番案内略図②と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が土地利用計画図、5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。

議案第 65 号関係資料 2 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは、許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められているところであるので、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地の転用は、許可をすることができることになっております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載していますとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。また、建物の規模につきましても、建ぺい率が 20.82% となっており、県の基準の 20% 以上を満たしております。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。

次に、右上に議案第 65 号関係資料 3 と記載している資料をご覧ください。受理番号 31 番案内略図③と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が分譲計画図、6 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。

議案第 65 号関係資料 3 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められているところでございますので、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地の転用は、許可をすることができることになっております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載していますとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。無いようですので本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

議案第 66 号、67 号、68 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 4 件、利用権設定が 24 件、集積計画の面積は、所有権移転が 15,754 m²、利用権設定が 115,462 m²となっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 8 ページから 9 ページ、利用権設定の案が 10 ページから 22 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

12 ページから 19 ページの議案第 67 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。

また、20 ページから 22 ページの議案第 68 号につきましては以前、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載されております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。10 ページの利用権設定の申請番号 10 番については、西塚伸委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（西塚伸委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、利用権設定の申請番号 10 番について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

利用権設定の申請番号 10 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。西塚伸委員を入場させてください。

（西塚伸委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に 18 ページの利用権設定の申請番号 96 番については、佐藤量一推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（佐藤量一推進委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、利用権設定の申請番号 96 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。ないようですので、利用権設定の申請番号 96 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。佐藤量一推進委員を入場させてください。

（佐藤量一推進委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより議事参与制限があった利用権設定の申請番号 10 番と 96 番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。ないようですので、議事参与制限があった利用権設定の申請番号 10 番と 96 番を除く本案について、計画書のとおり決定及び農地中間管理機構の転貸予定内容にご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、当該計画は決定とし、当該転貸予定内容については異議なしといたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

議案第 69 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

ということで、北側の部分に関しては事業を今のところ行う計画は無いので、農用地区域からの除外は現時点では申し出が無い。行わない方向になっております。

「2018-④番」についての説明はここまでとなっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

「青森 2018-④変更」について、質問意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。無いようですので、これより本案について審議を行いますが、「青森 2019-①」の左堰の案件につきましては、工藤隆志委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（工藤隆志委員 退席）

○農業政策課 吉田真知子技師

では、続いてですね、7 ページ目からですね、「2019-①番」用途区分変更について説明させていただきます。用途区分の変更については、別に両面印刷のものでいつもより簡単に別に配布されているものがあると思うんですけども、農用地区域のですね、細かく用途の区分が指定されておまして、大部分が農地として使う部分として指定されているんですけども、その他に農業用施設を建てるという事で農業用施設用地として指定されている部分もあります。今回の案件につきましては、農事組合法人左堰の方で乾燥調製施設を併設するという事で、今農地として用途区分が指定されているんですけども、そこを農業用施設の区分に変更するというものになります。変更箇所は●●●●●●●●●●の 3,634 m²のうち約 3 分の 1、1,074 m²になっております。地目は、登記、現況共に畑です。8 ページ目と 12 ページ目が位置図となっております。北海道新幹線高架から 200m ぐらい離れた部分になっております。●●●一筆のうち南側約 3 分の 1 を今回用途の区分を変更して、ここに乾燥調製施設を建設するという計画になっております。10 ページ目が土地利計画図ですね。実際に乾燥調製施設を建てる部分の 1,074 m²分の土地利用計画図ということで南側の農道に接している部分から駐車場、乾燥調製施設と、もみがらとかを一部置くような置き場の部分という計画になっておりました。11 ページ目が農用地利用計画図です。この辺り一帯すべて農用地区域の中に指定されておまして、今回ここの変更箇所がですね、変更するとした場合約 1,074 m²、薄い青色で囲った部分が農業用施設用地の区分となって色が変わる、赤色に変わるということになります。12 ページ目が現況の写真です。現在は畑として管理されている場所となっております。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

「青森 2019-①」の左堰の案件につきまして、質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、無いようですので農業政策課さんお疲れ様でした。

（農業政策課 山口真主幹、森内晴也技師、吉田真知子技師 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、農業振興地域整備計画が変更となった場合の「農地」についての農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

今回の農業振興地域整備計画の変更のうち、大矢沢字里見の太陽光発電パネルの設置の案件については、登記地目、現況地目とも農地ではないため、農地転用の対象にはなりません。今回対象となりますのは、左堰の乾燥調製施設の建設に係るものが対象となります。

それでは、農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について説明いたします。本日、配付しました右上に「当日配付議案第 69 号関係資料」と記載した資料をご覧ください。上に「農業振興地域整備計画変更（除外）案件説明」と記載されておりますが、変更箇所、申出者、変更理由、変更概要は、先程、農業政策課が説明したとおりです。変更概要の下の許可基準からみた本案件の判断をご覧ください。

まず、立地基準につきましては、この土地は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地と判断され、原則不許可でございますが、例外的に許可できる規定に「申請に係る農地を農業用施設の用に供するために行われるもの」の場合は許可できるものとされています。今回の転用は、「申出者が使用する乾燥・調整施設を設置するもの」であり、この規定に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしており、農地転用の許可申請があった際は受付を受理するものとし、許可相当とされるものと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から説明のあったことについて、質問のある委員はございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより制限があった「青森 2019-①」の左堰の案件について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、それでは、「青森 2019-①」の左堰の案件について、異議なしの回答をすることにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。工藤隆志委員を入場させてください。

（工藤隆志委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより議事参与制限があった「青森 2019-①」の左堰の案件を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。無いようですので、それでは、議事参与制限があった「青森 2019-①」の左堰の案件を除く本案についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
無いようですので、異議なしと認め、そのように回答することに決定します。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
報告第 40 号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で、4 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
報告第 41 号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 6 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 42 号を議題とします。事務局説明をお願いします。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

報告内容を説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 14 件でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他何かありますか。

○事務局

（行事予定表の改良について）

（「青森市農林関係主要施策説明会」の開催案内について）

（「営農計画書の自家消費」の記載方法について）

（次回の月例総会は、5 月 16 日（木）午後 1 時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第 13 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。